

浜松市土木工事共通仕様書 第8回改定 新旧対照表

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1 - 3	<p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>23. 連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなど署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>25. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>26. 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、土木工事書類の簡素化から定められた書面については署名又は押印がなくても有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>27. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>51. JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>23. 連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなど(削除)により互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>25. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>26. 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>27. 書面とは、(削除)工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。</p> <p>28. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」(平成29年1月30日付け国技建管第10号)に基づき実施しなければならない。</p> <p>45. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>53. JIS規格とは、日本産業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。</p>
1 - 4	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図(追記)を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販又は公表されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販又は公表されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-5	<p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、工事着手前(追記)に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-5 工事実績データ作成、登録</p> <p>受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後(追記)10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日(追記)に満たない場合、工事請負代金額のみ変更の場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>(追記)</p>	<p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-5 工事実績データ作成、登録</p> <p>受注者は、(削除)工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>(削除)なお、変更時と完成時の間が10日(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合(削除)は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
1-6	<p>1-1-7 工事用地等の使用</p> <p>2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに(追記)構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-9 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。(3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p>	<p>1-1-7 工事用地等の使用</p> <p>2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-9 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。(3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-7	<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>3. 第1項の受注者は、監理技術者、(追記)主任技術者(下請負者を含む。)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ。)に、工事現場内において、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。(追記)</p>	<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>3. 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む。)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ。)に、工事現場内において、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。)</p>
1-8	<p>1-1-13 工事の一時中止</p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>1-1-13 工事の一時中止</p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>
	<p>1-1-15 工期変更</p> <p>1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-15 工期変更</p> <p>1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第41条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-10	<p>1-1-18 建設副産物</p> <p>8. 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合には、工事の実施に際して、建設発生土情報交換システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-18 建設副産物</p> <p>8. 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施にあたって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。(削除)なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p>
1-11	<p>1-1-20 完成検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、完成届出書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 手直しの完了が確認された場合は、その指示の日から手直し完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p>	<p>1-1-20 完成検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、完成届出書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 手直しの完了が確認された場合は、その指示の日から手直し完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p>
1-11	<p>1-1-21 出来高検査等</p> <p>1. 受注者は、契約書第37条第2項の出来形確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の指定部分工事の完成の通知を行った場合は、当該部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により出来形確認請求書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づき、認定を受ける前に中間前金払の「認定申請書」、「工程表の写し」、「工事履歴月別報告書」を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-21 出来高検査等</p> <p>1. 受注者は、契約書第38条第2項の出来形確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の指定部分工事の完成の通知を行った場合は、当該部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により出来形確認請求書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づき、認定を受ける前に中間前金払の「認定申請書」、「工程表の写し」、「工事履歴月別報告書」を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>
1-12	<p>1-1-22 部分使用</p> <p>2. 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の確認を受けるものとする。</p>	<p>1-1-22 部分使用</p> <p>2. 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の確認を受けるものとする。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-1-2	<p>1-1-23 施工管理</p> <p>3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人の見易い場所に、工事内容、工事名、工期（終期日）、時間帯、発注者名、受注者名、電話番号及び「浜松市発注工事における工事看板へのコスト表示要領」に基づく工事費を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。</p> <p>(追記)</p> <p>5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	<p>1-1-23 施工管理</p> <p>3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工事名、工期（終期日）、時間帯、発注者名、受注者名、電話番号及び「浜松市発注工事における工事看板へのコスト表示要領」に基づく工事費等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。</p> <p>5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-13	<p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通(追記)大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」及びJIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>8. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。(追記)</p> <p>21. 受注者は、南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が気象庁から発表された場合には、地震関連情報の収集に努め、緊急時の体制や対策の確認を行わなければならない。また、地震発生の可能性が相対的に高まった旨の情報が出された場合は、工事中断(追記)の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。</p> <p>(1) (追記)上記保全処置については、本編1-1-4施工計画書の1項の(9)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。</p> <p>(2) 上記事実が発生した場合は、本編1-1-41臨機の措置の規定によらなければならない。(追記)</p> <p>1-1-30 環境対策</p> <p>9. 前項における配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超える場合は、使用材料または配合設計の変更、若しくは工法の変更について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」及びJIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>6. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。</p> <p>24. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から発表された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における上記保全処置については、本編1-1-4施工計画書第1項の(9)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。</p> <p>(2) 上記事実が発生した場合は、本編1-1-41臨機の措置の規定によるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。</p> <p>1-1-30 環境対策</p> <p>9. 前項における配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超える場合は、基準内に納まるよう設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>
1-16		

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-17	<p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</p> <p>(追記)</p> <p>4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>(追記)</p>	<p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p> <p>2. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>
1-18	<p>1-1-33 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p>	<p>1-1-33 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p>
1-22	<p>1-1-37 工事測量</p> <p>(追記)</p>	<p>1-1-37 工事測量</p> <p>3. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-22	<p>1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>3. 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>3. 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>
1-24	<p>1-1-42 使用機械</p> <p>1. 受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	<p>1-1-42 使用機械</p> <p>1. 受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1 - 2 7	<p style="text-align: center;">第2章 土 工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 道路土工構造物技術基準(追記) (平成27年3月)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 土 工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
1 - 4 1	<p style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって、アルカリ骨材反応を抑制するために次の3つの対策の中のいずれか1つをとらなければならない。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント「B種又はC種」あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合したフライアッシュセメント「B種又はC種」、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって、アルカリシリカ反応を抑制するために次の3つの対策の中のいずれか1つをとらなければならない。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント「B種又はC種」あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合したフライアッシュセメント「B種又はC種」、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリシリカ反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-41	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月) 公益社団法人 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成21年9月) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (案) (平成28年7月)</p> <p>(追記)</p> <p>3. 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月) 公益社団法人 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成29年9月) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (案) (平成28年7月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p> <p>3. 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>
1-42	<p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下によるものとする。</p> <p>(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場 (工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品に JIS マークを表示する認証を受けた製品を製造している工場) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定しなければならない。</p>	<p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下によるものとする。</p> <p>(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場 (産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品に JIS マークを表示する認証を受けた製品を製造している工場) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																								
1-42	<p>(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>3-3-3 配合</p>	<p>(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>3-3-3 配合</p>																								
1-43	<p>1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>																								
1-45	<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。（追記）</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(3) 計量誤差は、1回計量分に対し、表3-2 計量(追記)の許容誤差の値以下とする。</p> <p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表3-2 計量(追記)の許容誤差の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-2 計量(追記)の許容誤差</p> <table border="1" data-bbox="685 1530 1193 1740"> <thead> <tr> <th>材 料 の 種 類</th> <th>許 容 誤 差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 ※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内</p>	材 料 の 種 類	許 容 誤 差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3	<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(3) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、表3-2 計量値の許容(削除)差の値以下とする。</p> <p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表3-2 計量値の許容(削除)差の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-2 計量値の許容(削除)差</p> <table border="1" data-bbox="1875 1530 2383 1740"> <thead> <tr> <th>材 料 の 種 類</th> <th>許 容 誤 差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 ※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内</p>	材 料 の 種 類	許 容 誤 差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3
材 料 の 種 類	許 容 誤 差 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2 ※																									
混和剤	3																									
材 料 の 種 類	許 容 誤 差 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2 ※																									
混和剤	3																									

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1-45	<p>(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液(追記)は(追記)容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	<p>(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>
	<p>第6節 運搬・打設</p>	<p>第6節 運搬・打設</p>
	<p>3-6-4 打設</p>	<p>3-6-4 打設</p>
1-48	<p>12. 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの(追記)高さは1.5m以下とするものとする。</p>	<p>12. 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。</p>
	<p>16. 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペースを可能なかぎり取り除かなければならない。</p>	<p>(削除)</p>
	<p>3-6-5 締固め</p>	<p>3-6-5 締固め</p>
1-48	<p>2. 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p>
	<p>3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p>	<p>3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p>
1-49	<p>2. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。</p>
	<p>3-6-7 打継目</p>	<p>3-6-7 打継目</p>
1-49	<p>1. 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け(追記)打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p> <p>8. 伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。</p>	<p>1. 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</p> <p>3. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p>8. 伸縮(削除)目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																								
1-52	<p>3-6-9 養生</p> <p>2. 受注者は、(追記)コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。</p> <p>(追記)</p> <p style="text-align: center;">表3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="388 653 1486 758"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p> <p>[注] 寒中コンクリートの場合は、本編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	<p>3-6-9 養生</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1578 653 2677 863"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 寒中コンクリートの場合は、本編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																							
15℃以上	5日	7日	3日																							
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																							
15℃以上	5日	7日	3日																							
10℃以上	7日	9日	4日																							
5℃以上	9日	12日	5日																							
1-53	<p>第7節 鉄筋工</p> <p>3-7-3 加工</p> <p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 平成25年3月）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 鉄筋工</p> <p>3-7-3 加工</p> <p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 (削除)）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>																								
1-54	<p>3-7-4 組立て</p> <p>2. (追記)</p> <p>(追記)受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</p> <p>なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</p> <p>(追記)受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の(追記)なまし鉄線、またはクリップ(追記)で緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>(追記)</p>	<p>3-7-4 組立て</p> <p>2. 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</p> <p>なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で(削除)鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼きなまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</p>																								

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
1 - 5 4	<p>3-7-5 継手</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の(追記)なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ系樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>3. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。(追記)</p> <p>5. 受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。(追記)</p>	<p>3-7-5 継手</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ(削除)樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】(土木学会、平成15年11月)」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>3. 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、機械式鉄筋継手において以下によらなければならない。</p> <p>(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員に提出し、承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</p> <p>②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を工事監理連絡会等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																																				
1-56	<p>3-7-6 ガス圧接</p> <p>4. 受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5. 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。</p> <p>6. 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合は作業を行うことができるものとする。</p>	<p>3-7-6 ガス圧接</p> <p>4. 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5. 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきまは2mm以下とする。</p> <p>6. 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができるものとする。</p>																																																				
1-58	<p>第10節 寒中コンクリート</p> <p>3-10-3 養生</p> <p>5. 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。</p> <p>なお、表3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの(追記)養生期間</p> <table border="1" data-bbox="433 1081 1448 1411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する</p>	型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>第10節 寒中コンクリート</p> <p>3-10-3 養生</p> <p>5. 受注者は、養生(削除)温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。</p> <p>なお、表3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1620 1123 2635 1453"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受けられる場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受けられる場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度			セメントの種類																																																		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) しばしば凍結融解を受けられる場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
1-59	<p>第11節 マスコンクリート</p> <p>3-11-2 施工</p> <p>5. 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、(追記)型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>	<p>第11節 マスコンクリート</p> <p>3-11-2 施工</p> <p>5. 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>																																																				

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																												
1-61	<p>第13節 水中不分離性コンクリート 3-13-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、表3-5 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）の値以下とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>水中不分離性混和剤</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	<p>第13節 水中不分離性コンクリート 3-13-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、表3-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）の値以下とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-5 計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>水中不分離性混和剤</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3
材料の種類	最大値 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													
材料の種類	最大値 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													
1-62	<p>3-13-4 運搬打設 3. 打設 (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50 cm以下で打ち込まなければならない。 (追記)</p>	<p>3-13-4 運搬打設 3. 打設 (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50 cm以下で打ち込まなければならない。 やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50 cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>																												
1-66	<p>第17節 既設RC構造物への削孔 1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、削孔しようとする構造物について、形状や鉄筋の配置、添架物等の状況を把握するものとする。 (追記)</p>	<p>第17節 既設RC構造物への削孔 1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、削孔しようとする構造物について、形状や鉄筋の配置、添加物等の状況を把握するものとする。 (5) 非破壊試験による測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。 なお、資格等（講習会の受講等も含む）を有する必要がある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。</p>																												